

B:日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

通番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
B-85	総務省	M 宿泊業、飲食サービス業	6941 7599 7911 ほか	説明文	「住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)」により、民泊に係る3つの事業が新たに制度上位置付けられたことに伴い、民泊に係る産業分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がなく、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第7回	厚生労働省	「7599 他に分類されない宿泊業」の内容例示(○例示)に「住宅宿泊事業」を追加する。	「7511 旅館、ホテル」、「7521 簡易宿所」、「7531 下宿業」等のいずれにも分類しがたいため、「7599 他に分類されない宿泊業」に分類する。
B-91	総務省	M 宿泊業、飲食サービス業	7621 7629	説明文	「7621 日本料理店」の○例示に「郷土料理店」の追加を検討していただきたい。 また、「7629 その他の専門料理店」の○例示に「ジンギスカン料理店」の追加を検討していただきたい。	「7621 日本料理店」は日本料理、「7629 その他の専門料理店」は特定の料理とある。「7629 その他の専門料理店」の○例示の「ジンギスカン料理店」は、北海道地方で多く見られる羊肉を使った鉄板料理で、日本独自の羊肉料理でもあることから、郷土料理とも言えるのではないかと。 両者の定義を明確に示していただきたい。	第7回	厚生労働省	検討中	検討中
B-92	総務省	M 宿泊業、飲食サービス業	7671	説明文	「7671 喫茶店」について、判断基準をお示しいただきたい。	抹茶カフェや日本茶カフェなどが近年増えているが、これらは喫茶店の定義「コーヒー、紅茶、清涼飲料などの飲料」に該当せず、「7699 他に分類されない飲食店」の「湯茶」に該当するものとなるが、提供するものがコーヒーと日本茶に違いのみで形態的には同一となっている。 日本茶は「7671」に含まれないのなら定義に明記していただきたい。	第7回	厚生労働省	「7699 他に分類されない飲食店」の説明文の「湯茶」を削除する。	抹茶カフェや日本茶カフェは、飲料及び簡易な食事等を提供する事業所であり、抹茶や日本茶は飲料に該当するため、「7671 喫茶店」に分類される。 「7671 喫茶店」との切り分けを明確にするため、「7699 他に分類されない飲食店」の説明文を修正する。
B-93	総務省	M 宿泊業、飲食サービス業	7721	説明文	「7721 配達飲食サービス業」について、セントラルキッチン方式(受注や配達する事業所と調理する事業所(セントラルキッチン)が別場所)を用いて、配食サービスを提供している場合はそれぞれの事業所がどの産業に分類されるのかお示しいただきたい。	判断基準を明確化したいため。	第7回	厚生労働省	現行通りとする。	客の注文によって調理し配達する事業所であれば、配達を委託していたとしても「7721 配達飲食サービス業」に該当するため。 受注のみや配達のみ行う事業所は配達飲食サービス業には分類されない。
B-125	厚生労働省	M 宿泊業、飲食サービス業	7599	説明文	「7599 他に分類されない宿泊業」の内容例示から、「会社の寄宿舎」、「会社の独身寮」及び「学生寮」を削除していただきたい。	住居の提供に加えて、食事も提供する学生寮等は下宿業と類似した活動として細分類「7599 他に分類されない宿泊業」に分類してきたと考えられるが、学生寮等の主たる役割は住居の提供であるため、生産物分類及び産業連関表の部門分類では住宅賃貸に含める整理となっている。産業分類においても同様に中分類「69不動産賃貸業・管理業」に含める整理としてはどうか。	第7回	厚生労働省	「7599 他に分類されない宿泊業」の○例示から「会社の寄宿舎」、「会社の独身寮」及び「学生寮」を削除する。 【P】事務局と調整中	「会社の寄宿舎」、「会社の独身寮」及び「学生寮」は一般的にその部屋に生活の本拠を置くことを予定しているため。 【P】事務局と調整中
B-126	厚生労働省	M 宿泊業、飲食サービス業	7661	移項	オーセンティックバーを「7661 バー、キャバレー、ナイトクラブ」から「7651 酒場、ビヤホール」に移項していただきたい。	「7661 バー、キャバレー、ナイトクラブ」の定義では、「主として洋酒や料理などを提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。」とある。 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(通達)」によると、「遊興とは、営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせること」を指すとされ、例示としてショーや演奏の類を客に見聞させる鑑賞型や客に遊戯、ゲーム等を行わせる参加型サービスが挙げられている。 オーセンティックバーとは、基本、異性による接待を伴う遊興施設としてのバーとは異なり、レストラン、居酒屋等と同様の営業許可証を持つ飲食店であり、プロフェッショナルのバーテンダーを有するバーを指す。 また、職業分類表では「大分類E 中分類39飲食物調理の職業小分類392バーテンダー 細分類392-01バーテンダー」となっており、日本料理調理人やすし職人等と同じ中分類に整理されている。 オーセンティックバーなどのバー業態は接待を伴う遊興飲食事を中心とした事業所ではなく、酒場やビヤホールと同じ酒類を中心に食事やデザート等を提供する飲食店であるため、「7661 酒場、ビアホール」の説明文「主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所をいう。」がより適切であることから移行すべきである。	第7回	厚生労働省	オーセンティックバーを「7651 酒場、ビヤホール」に移動し、説明文を修正する。	オーセンティックバーは遊興飲食に該当する活動を行っておらず、酒類及び料理を提供し、飲食させる店であり、「7651 酒場、ビアホール」の分類が適切であることから、位置付けを明確化するため。
B-133	農林水産省	M 宿泊業、飲食サービス業	7721	新設	772 配達飲食サービス業の「7721 配達飲食サービス業」から分離して「(新設)施設給食業」を設けていただきたい。	現行の「7721 配達飲食サービス業」には、宅配ピザ、デリバリー専門店など客の求める場所に食事を配達する事業形態と、病院給食業、施設給食業など調理施設を設けてその場で食事を提供する事業形態が混合している。 これら2つの業態はその施設の規模・形態、目的、食事を提供する対象等全く異なるものであることから、新たに「施設給食業(仮称)」の分類を新設し、分けていただきたい。	第7回	厚生労働省	小分類「施設給食業」を新たに設ける。 【P】事務局と調整中	食事を提供する事業形態を区分し、明確化するため。 【P】事務局と調整中